

【研究者】 西村 もも子
(助成決定時) 東京大学 総合文化研究科

【研究題目】

国際制度構築をめぐる民間企業と先進国政府の行動と戦略について
知的財産権の国際的保護水準設定と食品安全基準の設定を題材として

【研究の目的】

今日、国境を越えた経済活動や取引の規模が拡大し、国際制度の重要が高まるにつれて、企業どうしが自律的にルールを形成するにとどまらず、国家間で通用する公的ルールの形成に直接的間接的に関与するケースが増加してきている。本研究は、民間企業が国際制度の形成に対する関与を積極化させている目的は何であるのか、その行動によって、政府との関係においてどのような変化が生じているのかを事例検証を通して解明することを試みるものである。事例としてGATT/WTOにおけるTRIPs協定の形成および食品安全基準の設定を取り上げ、日米欧企業の動きを、企業どうしの連帯関係や政府との関係の変化という観点から検証している。この検証を通して、国際政治経済における民間企業のトランスナショナルな協力関係が国際政治関係に与える影響を理解する上での新たな分析枠組みを提示している。

【研究の内容・方法】

まず、民間企業と国際制度の関係に関する国際政治経済における先行研究を整理している。主な先行研究となるものは、1970年代にみられた相互依存関係とそこから発展した国際レジーム論、近年注目されるプライベート・レジーム論である。これらの研究を批判的に分析することを通して、国際制度をめぐる民間企業の行動を分析する新たな分析枠組みを提示している。次に、この分析枠組みの正当性を検証するため、事例検証を行っている。事例として取り上げているのは、知的財産権の保護水準と食料品安全基準の国際的設定過程である。知的財産権の国際的保護水準の設定は、GATTにおけるTRIPs協定の締結をめぐる過程であり、その締結過程では、日米欧企業の積極的な民間協力が大きな影響力を持っていた。食料品安全基準の設定問題も、ウルグアイ・ラウンド以降、通商問題として扱われるようになり、食品規格委員会(CODEX)が示す規格が、国際基準としての地位を与えられることとなった。米国を中心とする先進国の食料品・化学大手企業の発言力が大きいというCODEXの構造的特徴ゆえに、大手企業に有利な基準が定められている。どちらのも、市民団体の役割が重要視される事例でもある。したがって、これらの事例における国際制度の構築過程を全体的に捉えるべく、政府間関係という従来の方法ではなく、民間企業と各国政府、市民団体という観点から検証を進めている。検証においては、各国の国内法の立法過程、公聴会、政府声明などの公的資料、民間企

業の業界紙、広報、内部資料などを使って、検証を進めている。資料収集やインタビューを実行すべく、欧州の図書館や企業団体に実際に赴くと共に、各国企業団体や市民団体、研究者との連絡も積極的に行っている。

【結論・考察】

本研究は、当該問題を扱う場合に多く見られる両極端な二つの議論に補完を加えている。まず、非国家主体がいかに積極的であろうと、最終的に国際制度に関する中心的主体は国家(政府)であるという考え方である。日米欧企業が政府とは独自に企業間で協力し、先進国政府に働きかける過程を検証を通して明らかにすることによって、企業やその集団が、今日の国際政治経済の制度化において政府との関係と一括りにできない重要な影響力をもっていることを示した。一方、「グローバリゼーション」論者の多くは、経済のグローバル化の結果として当然のごとく、非国家主体の活動範囲は広がったと説明している。本研究は、企業が私的ルールの作成にとどまらず、国家間制度の形成に積極的になる背景には、国境を越えた法的紛争の結果に関する予測可能性を高めることが目的となっていることを明らかにしている。両事例の位置づけを明らかにすることが今後の課題である。